

証券取引約款（個人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（個人のお客さまに限ります）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 利金・収益分配金等による投資信託等の自動買付取引有価証券等から発生する利金・収益分配金・配当金・償還金・返還金のうち当社において支払われるもの（上場株式等の振替制度の取扱対象商品にかかる配当金等のお受取方法について「株式数比例配分方式」をお申込みされ、当該受取方法に基づき支払われる配当金等を除きます）を、第5章に定める各累積投資商品（お客さまが希望する商品で、かつ当社が認めるものに限ります）へ入金する取引をいいます。なお、当社にて外貨により支払われる外国債券・外国投資信託証券・外国株式にかかる利金・収益分配金・償還金・配当金については、同一通貨建の外貨建MMFを自動買付する契約および「外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款」の規定に則り同一の外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の追加購入を自動的に行う累積投資契約を締結することができます。</p> <p>(9)～(10) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(買付の時期および価額)</p> <p>第67条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 買付により取得された投資信託の所有権およびその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものといたします。</p> <p style="text-align: right;">2023年7月</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（個人のお客さまに限ります）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の「MUMSS口座」（次条に定義します）による取引に関し、権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2 「MUMSS口座」および「PB口座」（次条に定義します）の両方をお持ちのお客さまがこの約款で定めるサービス等を受けるためには「PB口座」によらず「MUMSS口座」による必要があります。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) 利金・収益分配金等による投資信託等の自動買付取引有価証券等から発生する利金・収益分配金・配当金・償還金・返還金のうち当社において支払われるもの（上場株式等の振替制度の取扱対象商品にかかる配当金等のお受取方法について「株式数比例配分方式」をお申込みされ、当該受取方法に基づき支払われる配当金等を除きます）を、第5章に定める各累積投資商品（お客さまが希望する商品で、かつ当社が認めるものに限ります）へ入金する取引をいいます。なお、当社にて外貨により支払われる外国債券・外国投資信託証券・外国株式にかかる利金・収益分配金・償還金・配当金については、同一通貨建の外貨建MMFを自動買付する契約を締結することができます。</p> <p>(9)～(10) (省 略)</p> <p>(11) MUMSS口座 「PB口座」に該当しない口座をいいます。</p> <p>(12) PB口座 以下の①または②に該当する口座をいいます。</p> <p>① 2020年7月末日までに旧三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社で開設された口座</p> <p>② 2020年8月以降、PB口座にかかる所定の申込書を当社に提出し、当社がPB口座としての開設を承諾した口座</p> <p>(買付の時期および価額)</p> <p>第67条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">2022年4月</p>

外国証券取引口座約款（個人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(諸料金等)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>外国株預託証券の保管の委託については、発行者または預託機関がその維持管理に要する費用等を所有者の負担とする場合、当社は当該費用等をお客さまに請求することがあります。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2023 年 7 月</p>	<p>(諸料金等)</p> <p>第 20 条 (省 略)</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(追 加)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2020 年 8 月</p>

特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款 新旧対照表

新	旧
<p>(契約の解除)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>(複数口座の取扱い)</p> <p>第 22 条 <u>特定口座は租税特別措置法により一証券会社につき一つの特定口座と定められているため、当社内に複数開設されている場合は法令または当社の定めるところにより以下の各号に同意したものとして取扱います。</u></p> <p>① <u>当社は、複数の特定口座を管理する場合は、法令の定めるところにより、いずれか一つの特定口座において合算して所得金額等の計算および特定口座年間取引報告書等の作成を行い、申込者への交付および所轄の税務署長への提出を行うこと</u></p> <p>② <u>前号の規定により複数の特定口座の契約内容（第 2 条に定める事項）は同一にさせていただくこと</u></p> <p>③ <u>第①号の規定により複数開設されている特定口座の一部の契約解除（第 14 条）に応じられない場合があること</u></p> <p style="text-align: right;">2023 年 7 月</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第 14 条 (省 略)</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>(追 加)</p> <p>(複数口座の取扱い)</p> <p>第 22 条 この約款により当社に開設された特定口座とは別に当社内に PB 口座用の特定口座が開設されている場合、または、合理的な理由により、当社が承諾し、当社内に PB 口座用の特定口座を開設する場合は以下の各号に同意したものとして取扱います。</p> <p>① <u>この約款により開設された特定口座を「特定口座（主）」、当社内に別に開設された PB 口座用の特定口座を「特定口座（従）」として複数口座管理すること</u></p> <p>② <u>前号の規定により複数口座管理する場合は、法令の定めるところにより、「特定口座（主）」において「特定口座（従）」を合算して所得金額等の計算および特定口座年間取引報告書等の作成を行い、申込者への交付および所轄の税務署長への提出を行うこと</u></p> <p>③ <u>第①号の規定により複数口座管理する場合は、この約款の規定によらず、「特定口座（従）」における「特定口座約款（特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引等および上場株式配当等受領委任約款）（PB 口座用）」に従って取扱う場合があること</u></p> <p style="text-align: right;">2020 年 8 月</p>

特定管理口座約款 新旧対照表

新	旧
<p>(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)</p> <p>第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等にかかる1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第7条 (現行どおり) (1)～(4) (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出または価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p> <p>(複数口座の取扱い)</p> <p>第10条 当社に複数の特定口座が開設されている場合、当社は、特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款第22条第2号の規定にもとづき、いずれか一つの特定管理口座開設のお申込みがあれば他の口座についても特定管理口座開設のお申込みをされたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">2023年7月</p>	<p>(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)</p> <p>第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等にかかる1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第7条 (省 略) (1)～(4) (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項第1号から第3号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出または価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p> <p>(複数口座の取扱い)</p> <p>第10条 この約款により当社に開設された特定管理口座とは別に当社内にPB口座用の特定管理口座が開設されている場合、または、合理的な理由により、当社が承諾し、当社内にPB口座用の特定管理口座を開設する場合は以下の各号に同意したものととして取扱います。</p> <p>① この約款により開設された特定管理口座を「特定管理口座(主)」、当社内に別に開設されたPB口座用の特定管理口座を「特定管理口座(従)」として複数口座管理すること</p> <p>② 前号の規定により複数口座管理する場合は、この約款の規定によらず、「特定管理口座(従)」における「特定管理口座約款(PB口座用)」に従って取扱う場合があること</p> <p style="text-align: right;">2020年8月</p>

MR F (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款 新旧対照表

新	旧																				
<p>(申込コースおよび申込方法)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">コース名</th> <th style="text-align: center;">受益権の種類 (委託会社(注))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際MR F コース</td> <td>追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)</td> </tr> <tr> <td>三菱UF J MR F コース</td> <td>追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)</td> </tr> <tr> <td>三菱MR F コース</td> <td>追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)</td> </tr> <tr> <td>ダイワMR F コース</td> <td>追加型投資信託受益権 (大和証券投資信託委託)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 委託会社名に変更があった場合は、新委託会社名に読み替えるものとします。</p> <p>(キャッシング(即日引出))</p> <p>第9条 (現行どおり) (1)～(3) (現行どおり) (4) 当社は、(2)の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、(2)の換金手続に基づく金銭と(1)のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、お客さまに請求できるものとします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2023年7月</p>	コース名	受益権の種類 (委託会社(注))	国際MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)	三菱UF J MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)	三菱MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)	ダイワMR F コース	追加型投資信託受益権 (大和証券投資信託委託)	<p>(申込コースおよび申込方法)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">コース名</th> <th style="text-align: center;">受益権の種類 (委託会社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際MR F コース</td> <td>追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)</td> </tr> <tr> <td>三菱UF J MR F コース</td> <td>追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)</td> </tr> <tr> <td>三菱MR F コース</td> <td>追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)</td> </tr> <tr> <td>ダイワMR F コース</td> <td>追加型投資信託受益権 (大和証券投資信託委託)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p>(キャッシング(即日引出))</p> <p>第9条 (省 略) (1)～(3) (省 略) (追 加)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>	コース名	受益権の種類 (委託会社)	国際MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)	三菱UF J MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)	三菱MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)	ダイワMR F コース	追加型投資信託受益権 (大和証券投資信託委託)
コース名	受益権の種類 (委託会社(注))																				
国際MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)																				
三菱UF J MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)																				
三菱MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)																				
ダイワMR F コース	追加型投資信託受益権 (大和証券投資信託委託)																				
コース名	受益権の種類 (委託会社)																				
国際MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)																				
三菱UF J MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)																				
三菱MR F コース	追加型投資信託受益権 (三菱UF J 国際投信)																				
ダイワMR F コース	追加型投資信託受益権 (大和証券投資信託委託)																				

外貨建MMF 累積投資約款 新旧対照表

新	旧																				
<p>(申込コースおよび申込方法)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">コース名</th> <th style="text-align: center;">対象受益証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイワ外貨MMF</td> <td>ダイワ外貨MMF 米ドルポート フォリオ受益証券</td> </tr> <tr> <td>ブラックロック・グローバル・イン ベストメント・シリーズ外貨建MM F (クラスB)</td> <td>スーパー・マネー・マーケット・ファ ンド (クラスB)</td> </tr> <tr> <td>ブラックロック・グローバル・イン ベストメント・シリーズ外貨建MM F (クラスI)</td> <td>スーパー・マネー・マーケット・ファ ンド (クラスI)</td> </tr> <tr> <td>ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト外貨建MMF</td> <td>ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト USドル・マネー・マーケッ ト・ファンド受益証券</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (現行どおり) (1)～(2) (現行どおり) 3～5 (現行どおり)</p> <p>(取得の時期および価額)</p> <p>第4条 当社は、申込者から取得の申込みがあった営業日(以下「取得日」といいます。「営業日」については第10条第1項参照)の翌営業日までに払込金を受入れ、遅滞なく申込コース所定の受益証券の取得を行います。 なお、取得の申込みの締切時刻は午後3時とします。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(返還)</p> <p>第7条 申込者は、当社を通じて申込者の所有する受益証券およびその果実の返還を請求することができます。 この場合、当該請求にかかる受益証券については、返還の請求があった営業日(締切時刻は午後3時)の基準価額によりこれを換金し、翌営業日にその金銭を、お申込コースごとの所定の外貨またはその相当額の円貨で引渡すことにより返還に代えるものとします。 果実については、所定の国内源泉税を控除後、お申込コースごとの所定の外貨またはその相当額の円貨を支払うものとします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 本約款にいう営業日は、通常、別表に掲げる日をいいます。ただし、本書作成日現在の各コースの目論見書に基づく営業日であり、変更されることがあります。</p> <p>2～3 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) 印影が当社届出印と相違するために、または合理的な方法により判断した際に申込者本人であると認められないために、本契約にもとづく受益証券またはその果実を返還しなかった場合 (3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2023年7月</p>	コース名	対象受益証券	ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポート フォリオ受益証券	ブラックロック・グローバル・イン ベストメント・シリーズ外貨建MM F (クラスB)	スーパー・マネー・マーケット・ファ ンド (クラスB)	ブラックロック・グローバル・イン ベストメント・シリーズ外貨建MM F (クラスI)	スーパー・マネー・マーケット・ファ ンド (クラスI)	ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト USドル・マネー・マーケッ ト・ファンド受益証券	<p>(申込コースおよび申込方法)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">コース名</th> <th style="text-align: center;">対象受益証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイワ外貨MMF</td> <td>ダイワ外貨MMF 米ドルポート フォリオ受益証券</td> </tr> <tr> <td>ブラックロック・グローバル・イン ベストメント・シリーズ外貨建MM F</td> <td>スーパー・マネー・マーケット・ファ ンド (クラスB)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(追 加)</td> <td style="text-align: center;">(追 加)</td> </tr> <tr> <td>ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト外貨建MMF</td> <td>ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト USドル・マネー・マーケッ ト・ファンド受益証券</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (省 略) (1)～(2) (省 略) 3～5 (省 略)</p> <p>(取得の時期および価額)</p> <p>第4条 当社は、申込者から取得の申込みがあった営業日(以下「取得日」といいます。「営業日」については第10条第1項参照)の翌営業日までに払込金を受入れ、遅滞なく申込コース所定の受益証券の取得を行います。 なお、取得の申込みの締切時刻は午後2時半とします。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(返還)</p> <p>第7条 申込者は、当社を通じて申込者の所有する受益証券およびその果実の返還を請求することができます。 この場合、当該請求にかかる受益証券については、返還の請求があった営業日(締切時刻は午後2時半)の基準価額によりこれを換金し、翌営業日にその金銭を、お申込コースごとの所定の外貨またはその相当額の円貨で引渡すことにより返還に代えるものとします。 果実については、所定の国内源泉税を控除後、お申込コースごとの所定の外貨またはその相当額の円貨を支払うものとします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 本約款にいう営業日は、別表に掲げる日をいいます。</p> <p>2～3 (省 略) (1) (省 略) (2) 印影が当社届出印と相違するために、または合理的な方法により判断した際にお客さま本人であると認められないために、本契約にもとづく受益証券またはその果実を返還しなかった場合 (3) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2021年7月</p>	コース名	対象受益証券	ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポート フォリオ受益証券	ブラックロック・グローバル・イン ベストメント・シリーズ外貨建MM F	スーパー・マネー・マーケット・ファ ンド (クラスB)	(追 加)	(追 加)	ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト USドル・マネー・マーケッ ト・ファンド受益証券
コース名	対象受益証券																				
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポート フォリオ受益証券																				
ブラックロック・グローバル・イン ベストメント・シリーズ外貨建MM F (クラスB)	スーパー・マネー・マーケット・ファ ンド (クラスB)																				
ブラックロック・グローバル・イン ベストメント・シリーズ外貨建MM F (クラスI)	スーパー・マネー・マーケット・ファ ンド (クラスI)																				
ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト USドル・マネー・マーケッ ト・ファンド受益証券																				
コース名	対象受益証券																				
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポート フォリオ受益証券																				
ブラックロック・グローバル・イン ベストメント・シリーズ外貨建MM F	スーパー・マネー・マーケット・ファ ンド (クラスB)																				
(追 加)	(追 加)																				
ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・ト ラスト USドル・マネー・マーケッ ト・ファンド受益証券																				

外貨建MMF 累積投資約款別表 新旧対照表

新				
1. コース一覧表				
コース名	対象受益証券	1回の払込金額	受益証券の取得価額	受益証券の換金価額
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券	10米ドルまたはその相当円貨額以上(注)	申込日の基準価額	返還請求日の基準価額
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF(クラスB)	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)	1米ドルまたはその相当円貨額以上(注)	申込日の基準価額	返還請求日の基準価額
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF(クラスI)	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスI)	100米ドルまたはその相当円貨額以上	申込日の基準価額	返還請求日の基準価額
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト USドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券	10米ドルまたはその相当円貨額以上(注)	申込日の基準価額	返還請求日の基準価額
(注) ただし、当社にて外貨により支払われる外国証券の利息・収益分配金・償還金・配当金および売却代金により買付ける場合は、当社が応じ得るものに限り、1米セント以上。 (削 除) (削 除)				
旧				
1. コース一覧表				
コース名	対象受益証券	1回の払込金額	受益証券の取得価額	受益証券の換金価額
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券	10米ドルまたはその相当円貨額以上(注1)	申込日の基準価額	返還請求日の基準価額
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)	1米ドルまたはその相当円貨額以上(注1)	申込日の基準価額	返還請求日の基準価額
(追 加)	(追 加)	(追 加)	(追 加)	(追 加)
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト USドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券	10米ドルまたはその相当円貨額以上(注1)	申込日の基準価額	返還請求日の基準価額
(注) 1. ただし、当社にて外貨により支払われる外国証券の利息・収益分配金・償還金・配当金および売却代金により買付ける場合は、当社が応じ得るものに限り、1米セント以上。 2. ただし、当社にて外貨により支払われる外国証券の利息・収益分配金・償還金・配当金および売却代金により買付ける場合は、当社が応じ得るものに限り、1豪セント以上。 3. ただし、当社にて外貨により支払われる外国証券の利息・収益分配金・償還金・配当金および売却代金により買付ける場合は、当社が応じ得るものに限り、1ニュージーランド・セント以上。				

外貨建MMF 累積投資約款別表 新旧対照表 続き

新		
2. 第10条第1項に定める営業日(本書作成日現在)		
コース名	対象受益証券	営業日
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券	アイルランド、英国およびニューヨークの銀行営業日でかつ当社が営業を行っている日
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF(クラスB)	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)	ニューヨーク、ルクセンブルグの銀行営業日でかつ当社が営業を行っている日
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF(クラスI)	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスI)	ニューヨーク、ルクセンブルグの銀行営業日でかつ当社が営業を行っている日
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト USドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券	ニューヨーク、 <u>ロンドン</u> 、ルクセンブルグの銀行営業日でかつ当社が営業を行っている日
旧		
2. 第10条第1項に定める営業日		
コース名	対象受益証券	営業日
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券	アイルランド、英国およびニューヨーク <u>すべての</u> 営業日でかつ当社が営業を行っている日
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF	スーパー・マネー・マーケット・ファンド(クラスB)	当社および <u>ニューヨークの証券取引所</u> 、 <u>ニューヨーク、ルクセンブルグのすべての銀行が営業を行っている日</u>
(追加)	(追加)	(追加)
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト USドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券	当社および <u>ニューヨークの証券取引所</u> 、 <u>ニューヨーク、ルクセンブルグのすべての銀行が営業を行っている日</u>

外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款（全文）

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客さまと三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、当社が別途定める特定の外国投資信託（以下「外国投資信託」といいます。）の収益分配金による同一の外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の追加購入を自動的に行う累積投資（以下「自動買付」といいます。）に関する取決めです。当社は、この約款に従ってお客さまと当該外国投資信託の収益分配金にかかる累積投資契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結します。

2 この約款に定めるほか、外国投資信託の購入、保管、返還、当社の責任等については、当社の定める証券取引約款、外国証券取引口座約款その他の約款の定めに従うものとします。ただし、累積投資専用型の外国投資信託である外貨建MMFにかかる累積投資契約は別に定めた「外貨建MMF累積投資約款」によるものとし、本累積投資約款の対象外とします。

（申込方法）

第2条 この契約は、外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）ごとに、当社所定の方法によりお申込みいただくものとします。

2 契約の締結があったとき、当社はこの約款に従い、当該外国投資信託の収益分配金により、当該外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の自動買付を行うこととします。

（自動買付の方法およびその停止等）

第3条 前条第2項の収益分配金は、支払いの都度、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、および所定の方法によりお客さまに代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、お客さまの証券取引口座に繰り入れ、当社所定の期日に、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、価格、および所定の方法により、当該外国投資信託の受益証券をお客さまに代わって買付けます。受益証券の買付日、および買付による取得日は、当社が当該外国投資信託所定の手続きに鑑み定める収益分配金受領後の一定期間を経た日とします。

2 取得された外国投資信託の受益証券の所有権およびその元本、または果実に対する請求権は、前項の取得日からお客さまに帰属するものとします。

3 自動買付は、当該外国投資信託の目論見書に定められた最低申込金額を最低単位として、収益分配金のうち最低申込金額に満たない金銭は、お客さまがあらかじめ申出た方法にてお支払いするものとします。なお収益分配金のうち最低申込金額を超えた場合であっても、買付単位に満たない金銭は、当該外国投資信託の発行通貨建てにて、お客さまの証券取引口座に入金するものとします。

4 自動買付にかかる手数料等は不要とします。

5 自動買付を停止する場合、お客さまは、当社所定の手続きにより申し込むものとします。ただし、第1項に従い既に当社が収益分配金を受領している場合は、自動買付の停止の効力は、既に当社が受領した収益分配金の自動買付による当該外国投資信託の受益証券の取得後に生じるものとします。

6 前項に従って自動買付を停止した後、お客さまが自動買付の再開を申し込む場合は、第2条第1項の手続きに従い、再度申込みをするものとします。

7 NISA口座でお預りしている外国投資信託の収益分配金は、自動買付の対象とはなりません。

8 特定口座および一般口座でお預りしている外国投資信託の収益分配金は、自動買付の対象となります。特定口座と一般口座の両方開設されている場合には特定口座にて買付します。

9 第7項および第8項は、法人のお客さまには適用しないものとします。

（解約）

第4条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。

- (1) お客さまが所定の手続きを経て本契約の解約を申出たとき
- (2) 当社が当該外国投資信託に関する累積投資業務を営むことができなくなったと判断したとき
- (3) 本契約にかかる当該外国投資信託の受益証券が償還されたとき
- (4) 法令諸規則等に照らし合理的な理由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき

（その他）

第5条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

2 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上
2023年7月

三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款 新旧対照表

新	旧
<p>(解約等)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) カードの改ざん、不正使用等、当社がカードの利用を不適當と認め、この約款による契約の解約を通知したとき</p> <p>(5) ~ (6) (現行どおり)</p> <p>2 ~ 3 (現行どおり)</p> <p>ご利用に際してのご注意事項</p> <p>① ~ ⑦ (現行どおり)</p> <p>⑧ カードを紛失、偽造・盗難など他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、およびカードが汚損、破損した場合はすみやかに当社（フリーコール 0120-03-2344）までご連絡ください。</p> <p style="text-align: right;">2023 年 7 月</p>	<p>(解約等)</p> <p>第 10 条 (省 略)</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>(4) カードの改竄、不正使用等、当社がカードの利用を不適當と認め、この約款による契約の解約を通知したとき</p> <p>(5) ~ (6) (省 略)</p> <p>2 ~ 3 (省 略)</p> <p>ご利用に際してのご注意事項</p> <p>① ~ ⑦ (省 略)</p> <p>⑧ カードを紛失、偽造・盗難など他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、およびカードが汚損、破損した場合はすみやかに当社（フリーコール <u>0120-17-3234</u> または 0120-03-2344）までご連絡ください。</p> <p style="text-align: right;">2022 年 4 月</p>

※以下を「約款・規定集(個人のお客さま)」の編入外とします。

- ・非課税上場株式等管理に関する約款
- ・振替株式等(上場株式等)の配当金のお受取り方法について